事業者のみなさまへ

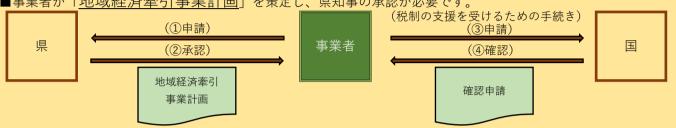
地域未来投資促進法に基づく支援 〈農林水産分野〉

地域未来投資促進法に基づく支援とは

本県農林水産業が国内外の競争激化にしっかりと対応し、将来に向けて持続的に発展していくために、地域の中核となる経営体が実施する先進的な取組を支援し、地域全体への波及効果を促進するための基本計画を策定しました。

地域未来投資促進法に基づく支援を受けるには

■事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事の承認が必要です。



■計画承認の要件

【要件1:地域の特性の活用】

・基本計画の「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみ た地域の特性に関する事項」に記載した地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

【要件2:高い付加価値の創出】

・付加価値増加分が3,029万円を上回ること。

【要件3:見込まれる経済的効果(いずれか一つ)】

- ・売上げが5%以上増加すること。
- ・取引額が5%以上増加すること。
- ・雇用者数が4%以上もしくは5人以上増加すること。
- ・雇用者給与等支給額が13%以上もしくは15百万円以上増加すること。

地域未来投資促進法に基づく主な支援措置

■税制の支援(負担軽減措置)

【国税:法人税等】

機械・装置 特別償却40% 又は 税額控除4%

器具・備品 特別償却40% 又は 税額控除4%

建物・附属設備 特別償却20% 又は 税額控除2%

【地方税:不動産取得税等】

- ・不動産取得税の課税免除
- ・固定資産税の課税免除等

(市町村で条例が制定されている場合)

※税制の支援を受けるには、国の確認が必要です。

<確認要件>

- ※先進性を有する事業内容であること。
- ※減価償却資産の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること。
- ※減価償却資産の取得予定価額が、前年度の減価償却費の額の10分の1以上の額であること。
- ■そのほかに、工場立地法に基づく環境施設面積率、緑地面積率の緩和などの支援措置があります。

【お問い合わせ】【計画申請窓口】

島根県 農林水産部 農業経営課 企画・調整担当スタッフ 電話:0852-22-6018